

落花生の規格

財団法人全国落花生協会
制定 平成18年5月1日

国産落花生標準品規格要綱

第1. 目的

国産落花生の出荷規格を統一し、生産の合理化、消費者ニーズに適合した品質の改善、取引の円滑化・公正化を図るため現行の標準品規格を改正し、新たに国産落花生標準品規格要綱を定め、もって国産落花生の声価を高め、落花生生産農家及び関係業界の経営の安定向上に資するものとする。

第2. 定義

この要綱で「落花生」とは、国内で生産された「むきみ」とする。

- 2 この要綱で、「国産落花生標準品規格」とは、落花生の100g当たり粒数による区分、品質等をいう。

第3. 標準品規格の設定

(財)全国落花生協会は、国産落花生標準品規格の設定、改正等をしようとするときは生産者団体、取扱業者団体、県等の関係者で構成する委員会を開催し、協議決定するものとする。

第4. 補則

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。財団法人全国落花生協会が制定した。平成25年4月1日一般財団法人全国落花生協会に移行した。

国産落花生標準品規格

1. 粒数による区分

(100g当たり粒数)

粒数による区分	品 種	
	千葉半立	ナカテユタカ
規格外	～ 95	～ 85
2L	96～110	86～100
L	111～130	101～125
M	131～150	126～160
S	151～210	161～200
2S	211～270	201～250
規格外	271～	251～

2. 品質

呼称	水分値	被 害 粒				異 物	
		割 れ	皮剥け	変 色	腐 れ	枝茎など	無機物
A	7～9%	1%未満	1%未満	1%未満	0.3%未満	容易に発見できない	容易に発見できない
B							

A以外のものをBとする。

定義

百分率：全量に対する重量比をいう。

割 れ：子実が2つ以上に割れているもの。

皮剥け：むきみの段階で、種皮に2mm以上の長さの皮剥けのあるもの。

変 色：種皮の色が茶色もしくは白色に変色しているもの。

腐 れ：変色粒の中で、実が腐っていると識別可能なもの。

主産県制定の落花生の出荷規格

【千葉県】

〔千葉県落花生出荷規格要綱〕

第1 目 的

本県産落花生の出荷規格を統一し、生産の合理化、品質の改善及び取引の円滑、公正化を図るため、千葉県落花生出荷規格（以下「県規格」という。）を設置し、もって、本県産落花生の声価を高め、農家の経営の安定向上に資するものとする。

第2 定 義

この要綱で「落花生」とは、県内で生産された「土ぎや」とする。

- 2 この要綱で、「県規格」とは、生産者が出荷する落花生の品位、量目及び包装基準をいう。

第3 県規格の設定

知事は、県規格設定、改正又は廃止をしようとするときは、生産者団体、取扱業者団体及び県の関係者で構成する委員の参集を得て、千葉県落花生出荷規格協議会（以下「協議会」という。）を開催するものとする。

- 2 協議会は、県規格設定、改正又は廃止案（以下「規格案」という。）を作成するものとする。
- 3 知事は協議会が作成した規格案に基づき県規格を設定、改正又は廃止するものとする。

第4 県規格の遵守

落花生を出荷しようとする生産者は、県規格により出荷するものとする。

第5 普及指導

知事は、県規格の設定、改正又は廃止したときは速やかにこれを周知すべき処置を講じ、必要と認めた場合、説明指導会を開催するものとする。

- 2 知事は、県規格の普及徹底を図るため、必要があるときは、県規格標準品を作成し、関係団体等に配布するとともに、説明会を開催する等指導に当たるものとする。

第6 補 則

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年10月18日から施行する。

[千葉県落花生出荷規格]

①落花生（土ざや）の品位（大粒種）

	最低限度		最高限度			色 沢	摘 要
	完 全 さ や (%)	品 質	水分 (%)	被害 ざや (%)	異物 (%)		
1 等	75	1等標準品	9	23	2	品種固有の色沢	
2 等	65	2等標準品	9	32	2	〃	
3 等	55	3等標準品	9	42	2	〃	
等 外	1等から3等までのそれぞれの品位に適合しないもの						

備 考

1. 早だし落花生（12月13日を基準日とする。）については、水分によらずそれぞれの標準の品位を基準として格付し、票せんの裏面に早だしと朱書する。
2. 用語の定義
 - ア 品 質 皮部の厚薄、充実度、さや（粒）ぞろい等をいう。
 - イ 水 分 105度乾燥法によるもの。
 - ウ 被害さや（粒）病虫害さや（粒）、変質さや（粒）、破碎さや（粒）、未熟さや（粒）等をいう。
 - エ 異 物 目的物以外のもの
 - オ 完全さや（粒）さや及び粒の形、充実度が健全であるさや（粒）をいう。
 - カ 百分率 全量に対する重量比をいう。

② 落花生（土ざや）の量目及び包装基準

容 器	正味重量	包 装 資 材	荷造方法
麻 袋 合織袋	30kg	麻袋 長 さ 103cm以内 幅 67cm以内 重 量 1.25kg以内	麻袋 両耳をくくり袋口を麻、合成糸又は針金で縫う。
		合織袋 長 さ 103cm以内 幅 67cm以内 重 量 300g以内 針 金 太 さ 20番手 麻糸 太 さ 12番手 合成糸 麻糸と同等以上の強さのもの	合成袋 袋口は、とりつけた綱で絞めて固く結ぶ

【茨城県】

〔茨城県産落花生標準出荷規格表〕

(昭和51年9月 茨城県穀物改良協会)

(県産落花生出荷規格設定委員会)

1 むきみ

項目 等級	最低限度		最高限度			異物	色 沢	容器及び 正味重量
	100g粒数	品 位	水 分	被害粒	異種類 及び異 色種(%)			
	大粒種			(%)	(%)	(%)		
1 等	130粒以下	各等級標 準品によ る	9	3	1	1	品種固有 の色沢	麻袋60kg 紙袋30kg
2 等	131~145		9	4	1	1		
3 等	146~170		9	5	1	1		
4 等	171~220		9	10	2	1		
5 等	221~270		9	15	2	1		
規格外	1等から5等までのそれぞれの品位に適合しないもの							

2 土ざや

項目 等級	最低限度		最高限度			色 沢	容器及び 正味重量
	完全ざや	品 位	水 分	被害および 未熟莢	異 物		
	大粒種			(%)	(%)	(%)	
1 等	80%	各等級標 準品によ る	9	19	1	品種固有 の色沢	麻袋 合繊袋30kg 紙袋15kg
2 等	65%		9	33	2		
3 等	55%		9	42	3		
規格外	上記等級のそれぞれの品位に適合しないもの						